

医推第3534号  
令和4年10月1日

(公社) 岡山県医師会長  
(一社) 岡山県病院協会長  
(一社) 岡山県歯科医師会長  
(一社) 岡山県歯科技工士会長  
(各通)

} 殿

岡山県保健福祉部長

### 歯科技工士法施行に係る要綱の制定について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第21条に基づく知事への届出について定めた歯科技工士法施行細則を令和4年10月1日付けで廃止するとともに、要綱を別添のとおり制定し、同日から施行することとしましたので、御了知いただくとともに、貴会所属の会員への周知方お願いします。

なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

### 記

(ホームページ)

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>